

病児保育を利用のみなさまへ

- ・ 第2子・第3子の子どもについては利用料の免除があります。
- ・ 利用料の免除には申請が必要です。次のことをご確認下さい。

☆対象児童

◎第3子以降で満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

◎第2子で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

☆利用料金

各施設の利用に必要な料金で、飲食物費及び延長料金等は除きます。

☆申請場所

綾川町在住の方は、綾川町役場子育て支援課へ、
他市町の方は、在住の役所へお問い合わせください。

☆申請時に必要なもの

- ・ 児童手当認定通知書
- ・ 住民票の写し（世帯員全員）
- ・ 印鑑



☆問い合わせ先

綾川町役場子育て支援課まで (TEL087-876-6510)